

しょうわどけん  
昭和土建株式会社

企業プロフィール

所在地 愛知県一宮市

創立 大正2年（1913年）

業種 総合建設業

従業員数 36人 (2023.1.1現在)



定年・継続雇用

定年年齢 60歳

定年後の継続雇用 就業規則により、希望者全員を70歳まで再雇用  
その後、運用により、一定条件の下、上限無く再雇用

現在の最高年齢者 75歳 職務内容：現場への資材移動業務

年齢別従業員数

●正規従業員 29人

●非正規従業員 7人

60～64歳 3人 (8.3%)

65～69歳 2人 (5.6%)

70歳～ 2人 (5.6%)

👉事例のポイント

1

制度の整備

高齢従業員が長く活躍できるように、  
希望者全員を70歳まで継続雇用し、  
短時間勤務制度を導入

2

職域開発

業務分析や業務分担の見直しを行い、  
個人の体力・健康面に適した業務を  
創出

3

意欲・能力の維持向上

毎月、全従業員による工事の進捗状況  
や課題等を情報共有  
資格取得を会社が支援、報奨金を支給

4

作業環境の改善、  
健康管理、安全衛生等

「社員に優しい会社づくり」を目指し、  
健康管理の意識付けや安全衛生  
の取組を強化

## 課題

## 改善内容・効果

1

活用方針・活用戦略  
仕事内容・就労条件  
制度の整備、  
就業形態

・希望者全員 65 歳までの継続雇用制度であったが、65 歳を超えた従業員も在籍しており、定年近くや運用で継続雇用されている高齢従業員は不安定な状態が続き、モチベーションを下げる要因となっていた。  
・雇用期間の延長に関しては、高齢社員の体力や体調、家庭事情等について一律な対応が難しくなっていた。

継続雇用制度を希望者全員 70 歳まで引き上げ、それ以降も運用により、基準を設けて年齢の上限なく再雇用することで、従業員のモチベーション維持・向上に寄与している。  
フルタイム勤務が基本であるが、健康・体力面や家庭事情を考慮し、希望に沿った勤務形態や短時間勤務が可能な職域へ転換することができる。

2

推進体制・風土づくり  
活用方針・活用戦略  
職域開発

現場作業における高齢従業員の体力面の衰えを本人や会社がマイナスと捉えず、戦力として活かせる職場づくりが必要であった。

高齢従業員と手分けをして業務分析や業務分担の見直しを行い、個人の体力・健康面に適した業務（作業現場以外の後方支援等）を創出した。  
例えば、60 歳までは現職を継続し、60 歳から 65 歳までは高所作業を避け、負荷の低い工事を中心に担当し、65 歳超は現場の補助業務や資材管理を担当する等、これまでの経験や培ったノウハウを活かして高齢者の戦力化を図っている。

3

仕事内容・就労条件  
能力開発・キャリア開発  
意欲・能力の  
維持向上

・土木と建築双方に対応する業務の特性を、営業、総務とコミュニケーションを密にして、組織の強みとして発揮したいと考えていた。  
・公共事業を請け負うために必要な有資格者の確保、資格取得への支援、取得後の評価としレベルアップが課題であった。

各部会を毎月開催し、全従業員による工事の進捗状況や課題等を情報共有し、社長自ら現場巡回時に従業員に声掛けをしている。また、若手が高齢従業員に IT 化のフォローをしており、職場コミュニケーションが促進した。  
業務上必要な資格の取得・維持を会社が支援し、月々の手当だけでなく、報奨金を支給することで、就業意欲の向上を図った。

4

仕事内容・就労条件  
作業環境の改善  
健康管理  
安全衛生等

従業員の高齢化に伴い、健康・体力面に不安のある高齢従業員を含め、会社全体として健康管理の意識付けや安全衛生への取組を徹底し、強化をしていく必要があった。

健康経営優良法人の認定のほか、熱中症対策として、エアコンが使えない屋外や作業現場でのファン付き作業着の着用や、休憩室のウォーターサーバー設置をしている。  
安全パトロールの結果に基づいた設備や作業方法等の改善の際に、若手現場監督者のアドバイザーとして高齢従業員が活躍している。  
作業現場への AED（自動体外式除細動器）の設置や、普通救命講習を実施し、高齢従業員の安全・安心感の醸成に努めている。

「高齢社員の戦力化に向けて、専門家に相談したい・・・！」

70 歳雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーにご相談ください！

全国に配置されている社会保険労務士・中小企業診断士等の資格をもった専門家が企業に対し、  
相談・助言・提案などを行っています。詳しくはコチラ

[https://www.jeed.go.jp/elderly/employer/advisary\\_services.html](https://www.jeed.go.jp/elderly/employer/advisary_services.html)